

令和3年7月29日

一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定しました。職員の仕事と家庭の両立を支援し、働きやすい環境を整備することを目指します。

記

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

<目標1>

有期契約職員を含む育児休業中の全職員に、金庫及び復職に有用な情報等を定期的に通
知する。

<対策>

令和3年4月～ 育児休業中の職員に対して、情報文書・パンフレット等を定期的
に郵送する。

<目標2>

有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間15日以上と
する。

<対策>

令和3年4月～ 各部店において年次有給休暇の取得計画を策定する

令和3年4月～ 有給休暇取得予定表を掲示し取得促進を促す

以上